

こ支障第 89 号  
障発 0329 第 35 号  
令和 6 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令の公布について

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 123 号）が別紙のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されるところである。

その主な内容について下記のとおり通知するので、これらについて十分御知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 1 主な内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 1 項に規定する補装具費（以下「補装具費」という。）の支給制度の対象外となっている、市町村民税の所得割額が 46 万円以上である障害児又は障害児の属する世帯の世帯員について、補装具費支給制度の対象とするため、以下の措置を講じた。

- ① 補装具費の支給に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員のうち「政令で定める者」について「障害者の配偶者」とする（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 43 条の 2 第 1 項）。

- ② ①に伴い、補装具費の支給に係る「政令で定める所得の基準」についても、その対象となる者を「障害者又はその配偶者」とする（令第43条の2第2項）。

## 2 施行期日

令和6年4月1日